

第17回統計品質改善会議
議事次第

日 時：令和7年7月25日（金） 15:30～16:30（予定）

場 所：合同庁舎2号館14階 情報政策本部会議室AB

参加者：〔対面〕 美添座長、芦谷委員、西郷委員、鈴木委員、舟岡委員

[オンライン] 川崎委員、土屋委員、樋田委員、廣瀬委員、

元山委員

※ご欠席 荒木委員、高部委員

議 題：１．「国土交通省統計改革プラン」の改定に向けて（骨子）

2. 建設工事統計調査の見直し

資 料：1.「国土交通省統計改革プラン」の改定に向けて（骨子）

2. 建設工事統計調査の見直し

「国土交通省統計改革プラン」の改定に向けた骨子案

第1章 はじめに

- ・ 現行プランの策定の経緯
 - ・ 現行プランの改定に向けて
 - ・ 基本原則
1. 統計改革プランの意義
 - ・ 経済社会における統計の役割
 - ・ 所管統計の安定的な作成、提供に必要な取組事項の提示
 2. 統計改革プランに基づく継続的な改善の必要性
 - ・ 統計事案へのおおむねの対処
 - ・ 現行プランに基づく統計改革の実施の重要性
 - ・ 今後の重点事項の整理と統計改革の方向性の必要性

第2章 「第Ⅱ期 統計改革プラン」の基本的な考え方

- ・ 経済社会情勢を的確に把握できる統計
 - ・ より使われる統計
 - ・ 効率的な統計作成プロセス
1. これまでの主な取組
 - (1) 不適切処理の問題点と原因
 - (2) 再発防止策
 2. 主な達成状況
 3. 今後の取組に向けた基本的な考え方
 - ・ 現行の統計調査の必要な見直し
 - ・ 既存情報の把握とその活用
 - ・ 生成 AI 等の手法の活用と付加価値のある統計データの提供

第3章 具体的な取組の内容

1. 重点分野

- [統計 DX]
- [オンライン回答率の向上]
- [既存情報の活用]
- [業務マニュアルの改善]
- [統計人材の育成、統計リテラシーの向上]

2. 個別分野

(1) 統計部局の組織体制の充実

- [組織体制]
- [人材育成]
- [統計プロセスの合理化・効率化]
- [問題発見と解決を奨励する組織風土づくり]

(2) 「開かれ、使われ、改善し続ける統計」への改革

- [開かれた統計への転換]
- [使われる統計への転換]
- [改善し続ける統計への転換]

(3) 公文書管理

- ・統計プロセスの変更等の際における着実な実施

第4章 終わりに

- ・統計改革の具体的な推進策としての位置付け
- ・統計品質改善会議への実施状況の報告
- ・統計改革を通じた政策形成の推進への貢献

添付資料 統計品質改善会議 構成員

建設工事統計調査の見直し

令和7年7月25日(金)

- 建設工事の金額等を調査している統計調査として建設工事統計調査（建設工事受注動態統計調査と建設工事施工統計調査）があり、昭和30年（1955年）から実施している。
- 建設工事統計調査では、建設工事の開始時点（受注動態統計調査）と終了時点（施工統計調査）の2時点において金額等を把握しており、この大きな調査方針は、現在も同じである。
- 建設工事受注動態統計調査では、調査対象となる建設業者の契約金額（受注高）等を抽出して調べているが、調査本数や業者の抽出方法は1955年以降変遷してきており、現行の調査設計は平成12年（2000年）から採用している。
- 建設工事施工統計調査では、建設工事の終了時点の金額（売上高（完成工事高））等を調べている。また、建設業許可業者全体（約47万事業者）を母集団とする調査設計であり、昭和30年（1955年）から変わっていない。

- 建設工事の開始時点の金額(工事費、受注高)等を調べる統計調査は、昭和30年(1955年)から「建設工事着工統計調査」が開始されたことに始まる。
- 昭和30年(1955年)からは公的機関が発注する工事を対象とする調査、昭和34年(1959年)からは大手ゼネコンを対象とする調査、昭和44年(1969年)からは民間土木工事を対象とする調査、昭和49年(1974年)からは都道府県の一定規模以上の工事を施工する建設企業を対象とする調査を実施してきている。
- 平成12年(2000年)にはこれらの調査を一本化して建設工事受注動態統計としたが、以前は調査本数が多く、調査内容や変遷を容易に把握し難いものとなっている。
- また、調査の一本化に加え、これまでは総合建設業のような「元請」の受注高のある業者を調査対象としていたが、「下請」の受注高が多い業者や「下請」だけの業者も含めて建設業全体としての業者の活動を把握する観点から調査設計が行われている。

- 現在の建設工事統計調査のデータの保存ルールは、以下の省令のように電子データは永年保存することなどを規定しているが、従前は永年保存の義務がなかったため、データの承継を完全に行うことはできない。

【建設工事統計調査規則第14条】

調査票並びに前条に規定する集計結果（この条において「関係書類」と総称する。）を二年間保存しなければならない。ただし、関係書類が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録を永年保存しなければならない。

本日の会議では、建設工事統計調査の変遷を踏まえつつ、調査対象の範囲の見直しの視点のほか、公表する情報の整理のあり方等についてご議論をお願いしたい。

建設統計月報(昭和51年12月号、出版:建設物価調査会)より引用(下線は本資料にて追加)

わが国の建設統計は、明治30年代(1897年頃)の初期に当時の内務省、商工省等で部分的に作成されていたが、それは主として行政上の必要から行われた業務調査にとどまり、建設業務全般の実態を体系的に把握するには不充分であった。

このうち、建築に関する統計調査は、一部は昭和初期あたりから整え始めた。

その後、戦後になって、建築調査令(昭和20年(1945年)12月)等による建築統計、統計法(昭和22年(1947年)3月)による指定統計第4号の宅地制度調査(同年7月)、同法による指定統計第14号の住宅統計調査(昭和23年(1948年)10月以来、5年ごとに総理府)、臨時物資需給調整法(昭和22年(1947年)3月)による建築資材等の調査が行われた。昭和23(1948年)年7月に建設省が発足し、昭和25年(1950年)4月に建築着工統計が指定統計第32号として確立され、建築関係の統計分野は整えられた。

一方、土木部門を主体とする建設工事の統計は、従来、建設省の行政資料として、所管事業についての集録である建設業務統計(昭和23年度(1948年度))があっただけであって、これだけでは建設工事全体の実態を知ることができない実状にあった。

昭和30年(1955年)10月、指定統計第84号として建設工事統計が施行され、建設統計として体系づけられた。以後、現在まで幾多の改正と整備が行われ、現在の建設工事統計が確立され、建築統計とあいまって、建設統計の根幹として整備された。

建設工事受注動態統計調査の主な変遷

現在の「建設工事受注動態統計調査」は平成12年度(2000年度)から実施しており、その前は、①公的機関が発注す工事、②大手ゼネコンを対象とする調査、③民間土木工事を対象とする調査、④都道府県の一定規模以上工事を施工する建設企業を対象とする調査等に分かれていた。

